


# 平成22年度税制改正大綱

2009年12月22日に「2010年度税制改正大綱」が発表されました。

大綱は、まず「税制改革の視点」「新しい税制改正」「各主要課題の改革の方向性」について述べた後、各税目にわたる所要の措置を講じている。今回は法人税の説明を中心に、税制改正大綱の特に留意すべき項目について解説することとする。なお、一部項目について今後の法案審議の過程において修正などが行われる可能性があることに留意が必要となる。

## 法人税改正の主なポイント

(1)	<b>グループ法人税制</b> 	①100%グループ内法人間の一定の資産を移転したことによる譲渡損益については、課税を繰り延べる。 ②100%グループ内法人間の寄附について、支出法人において全額損金不算入し、受領法人は全額益金不算入とする。 ③100%グループ内法人間で現物配当を行った場合、譲渡損益の計上を繰り延べる。この場合、源泉徴収等は行わない。 ④資本金の額等が5億円以上の大法人の100%子法人は、中小企業特例措置は適用しない。
(2)	<b>連結納税制度</b>	①連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度の適用対象外となる連結子法人のその開始又は加入前に生じた欠損金を、その個別所得金額を限度として、連結納税制度の下での繰越控除の対象にする。
(3)	<b>資本に係る取引等に係る税制</b>	①自己株式として取得される事を予定して取得した自己株式で生じたみなし配当は、益金不算入制度が適用されない。また、抱合株式については、譲渡損益を計上しないこととなる。 ②所得計算について、清算所得課税を廃止して通常の所得課税へと移行し、移行の際に期限切れ欠損金の損金算入制度を整備する等の所要の措置が講じられている。
(4)	<b>特殊支配同族会社における業務主率役員給与の損金不算入制度</b>	特殊支配同族会社における業務主率役員給与の損金不算入制度は、平成22年4月1日以後に終了する事業年度から適用されないこととなる。

## 《グループ法人税制》

### 1. 適用開始時期について

**(平成22年度4月1日以後開始事業年度から適用されるもの)**

- ①中小企業特例の適用判定の見直し
- ②受取配当の益金不算入制度の見直し
- ③連結子会社欠損金の持込制限の緩和

**(平成22年度10月1日以後から適用開始されるもの)**

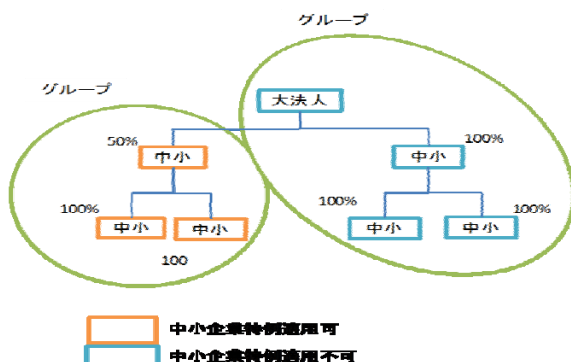
- 上記①～③以外の制度
- (例)100%グループ内法人間の資産移転の譲渡損益を繰り延べる制度
- 100%グループ内法人間の寄附金の取り扱い制度

**(注)平成22年度4月1日以前に開始する事業年度であっても10月1日より一斉に適用されることに注意。**

### 2. 対象範囲について

**(注)グループ法人税制は親会社や子会社の資本金に関係なく全法人が対象となる。グループ税制のうち資本金の額が関連するものは、中小企業特例の適用制限のみである。**

### ○グループ法人税法上のグループ



## その他の税制における留意すべき項目

<b>国際課税</b>	①タックスヘイブンを対策税制において、トリガー税率の20%への引き下げ ②移転価格税制において、企業間価格の算定に必要な文書などの明確化 ③租税条約等を締結している外国税務当局に対し、租税に関する情報の提供を行うことができる旨の規定の整備
<b>個人所得課税</b>	①子供手当の創設に伴い、15歳以下の扶養控除の廃止 ②非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設 ③特定居住用財産を譲渡した場合の課税の特例について、適用要件に譲渡資産に対する対価の額を2億円以下という項目の追加
<b>租税特別措置(法人税関連)</b>	①中小企業投資促進税制、交際費の損金不算入制度は適用期限の延長・拡充 ②情報基盤強化税制、資源再生化設備等の特別償却制度の適用期限で廃止
<b>相続税・贈与税</b>	①小規模宅地等の相続税の課税価格の計算の特例についての見直し ②定期金に関する権利の評価方法の見直し ③住宅資金贈与の拡充
<b>消費税</b>	賃貸マンション等の取得に係る消費税還付スキームに対する措置について4月1日以後の届出分からの適用